

## 『ICU 日本語教育研究』投稿規定

1. 投稿資格：ICU 日本語教育・日本語学関係の常勤・非常勤教員および編集委員会が認めた者。共著の場合は、筆頭執筆者が上記の資格に該当すること。なお、依頼原稿はこの限りではない。
2. 投稿原稿の種類：
  - (1) 研究論文…日本語・日本語教育およびその関連分野に関する独創的な研究で、未発表のものに限る。また、科学研究費補助金等による研究の報告書に掲載されたもの、未刊行の修士論文・博士論文の一部などは投稿できるが、採用決定後に提出する掲載原稿にその旨記載すること。
  - (2) 実践・調査報告…明確な根拠および趣旨に基づいて行われた教育現場における実践例、または調査結果を公開し、共有することの意義を述べたもの。
  - (3) 研究ノート…萌芽的研究、少数事例の提示、研究の中間報告など、将来すぐれた研究につながる可能性のあるもの。
  - (4) 書評・紹介など
3. 原稿の使用言語：日本語または英語
4. 原稿の長さ：和文は10,000 字から 20,000 字程度、英文は 3,000 語から 8,000 語程度で 15 ページまでとする。字数・ページ数には論文本文だけでなく、論文名、キーワード、要旨、図表・参考文献などの情報すべてを含め、15 ページを超えないこととする。
5. 原稿の書式：以下を参照のこと。詳細は、テンプレート (<https://subsite.icu.ac.jp/rcgile/rcjle-image/%E5%92%8C%E6%96%87%E3%83%86%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%88%EF%BC%882022%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88%EF%BC%89.docx>) を確認すること。
  - (1) 原稿は Word で作成。A4 版、横書き。余白は上下 3.5cm、左右 3cm、1行39字、1 ページ39行で設定すること。
  - (2) 字体、文字のサイズは、テンプレートを参照すること。
  - (3) 本文にはページ番号を記載すること。
  - (4) 研究論文には、論文の要旨（和文 400 字以内、英文 150 語以内の双方）とキーワード（5語以内）を含むこと。
  - (5) 参考文献と注は、終わりにまとめてつけること。脚注とはしない。また参考文献は、本文中で引用、言及されている研究のみとする。
  - (6) 和文・英文ともに、引用の仕方、参考文献の書き方は、全て学会誌『日本語教育学会』執筆の手引き（4. 引用、5. 参考文献・資料）に準拠する。
  - (7) 発行はB5判のため、図表等は縮小率を十分考慮して作成すること。

6. 提出方法：以下の 3 点を E メールに添付して [rcgle\\_journal@icu.ac.jp](mailto:rcgle_journal@icu.ac.jp) に提出すること。Eメールの件名は「『ICU 日本語教育研究』投稿」とする。
- (1) 原稿本体：A4 版、**Word 及び PDF ファイル**（上記の「5. 原稿の書式」およびテンプレートにある原稿の書式を満たしていること）。原稿には、執筆者名、所属機関名、執筆者名及び執筆者が特定できるような情報や連絡先などは書かないこと。また、本文中でも執筆者名が特定できるような表現はできるだけ避けること。
  - (2) 執筆者情報シート：A4 版、**Word ファイル**。
    - ①原稿のタイトル（和文及び英文）
    - ②投稿原稿の種類
    - ③すべての執筆者氏名（和文及びアルファベット）、所属機関名
    - ④第1執筆者の連絡先住所、E メールアドレス、電話番号
  - (3) 『ICU 日本語教育研究』投稿論文チェックリスト：A4 版、**PDF ファイル**。
7. 提出期限：2022年11月5日（土）23:59（日本時間）まで
8. 採否：査読結果を踏まえて、編集委員会で採否を決定する。採否の結果は、12月上旬ごろまでに第1執筆者に通知する。
9. 電子化に関する権利：本センターは、本誌に掲載される全ての原稿を電子化媒体により複製・公開・送信する権利、あるいはその複製・公開・送信を外部機関に委託する権利を有する。
10. 著作権：『ICU 日本語教育研究』に掲載された原稿の著作権は、本センターに帰属するものとする。

問い合わせ先：〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2

国際基督教大学 グローバル言語教育研究センター

E メール [rcgle\\_journal@icu.ac.jp](mailto:rcgle_journal@icu.ac.jp)

Tel 0422-33-3501

（1994 年 2 月 15 日決定、1998 年 3 月 19 日改訂、2004 年 6 月 30 日第 2 回改訂、12 月 21 日第 3 回改訂、2006 年 1 月 24 日第 4 回改訂、2007 年 12 月 18 日第 5 回改訂、2008 年 10 月 29 日第 6 回改訂、2009 年 12 月 9 日第 7 回改訂、2015 年 3 月 6 日第 8 回改訂、2018 年 8 月 3 日第 9 回改訂、2019 年 10 月 8 日第 10 回改訂、2020 年 6 月 30 日第 11 回改訂、2021 年 7 月 12 日第 12 回改訂、2022 年 8 月 19 日第 13 回改訂）